

《ケース②》

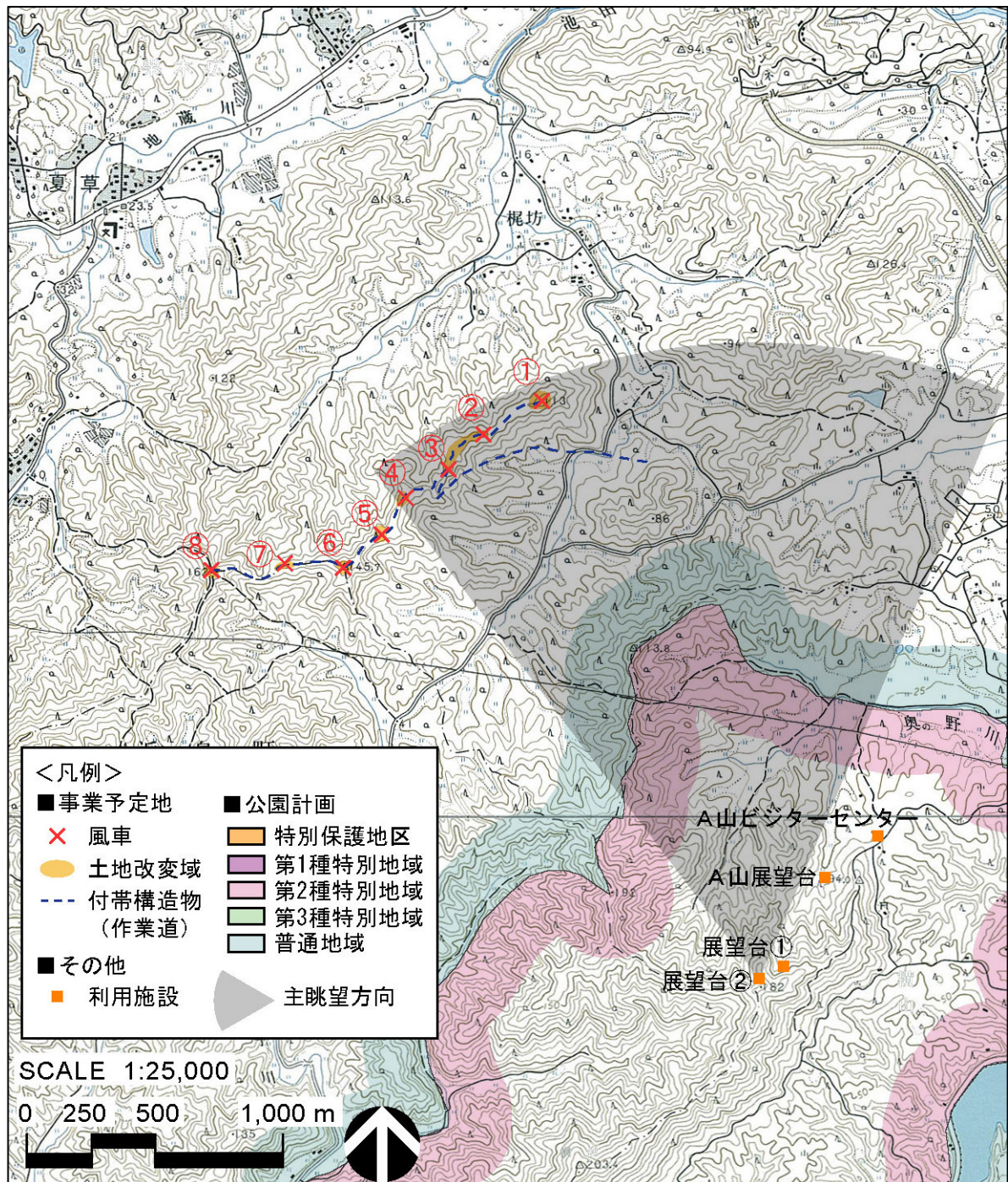
解 説

・ケース①の修正案として、以下の2点において「A山」からの眺望に対する支障程度を軽減するため、出力及び風車規模を縮小した事業計画を立案した。

- 風車の見込み角を縮小する
- B山から連続するスカイラインへ介在しない

■概略事業計画 赤字：ケース①からの変更箇所

発電出力	800kw	ハブ高	50m	ロータ径	60m	ロータ天端高	80m	基数	8基
------	-------	-----	-----	------	-----	--------	-----	----	----



作業解説

- ・(2)および(3)については、風力発電施設の視認可能性がある展望地がケース①と同様「A山」のみであるため、作業を省略した。
- ・(4)として、ケース②の概略事業計画(案)について、地形図や現況写真等を用いて、風力発電施設の主眺望方向や眺望対象等への介在の有無、見えの大きさ等の確認を行った。
- ・確認の結果、以下の点から支障が生じる可能性は否定できないと判断した。

- 当該展望地からの主眺望方向に介在すること。
- 風車はいずれも当該展望地からのB山方面のスカイラインを切断せず、重要な眺望構成要素へは介在しないこと。
- 風車の垂直見込み角が過大でない(最大1.9°) こと。

⇒確認結果について関係主体との合意形成が図った上で、概略事業計画を確定。

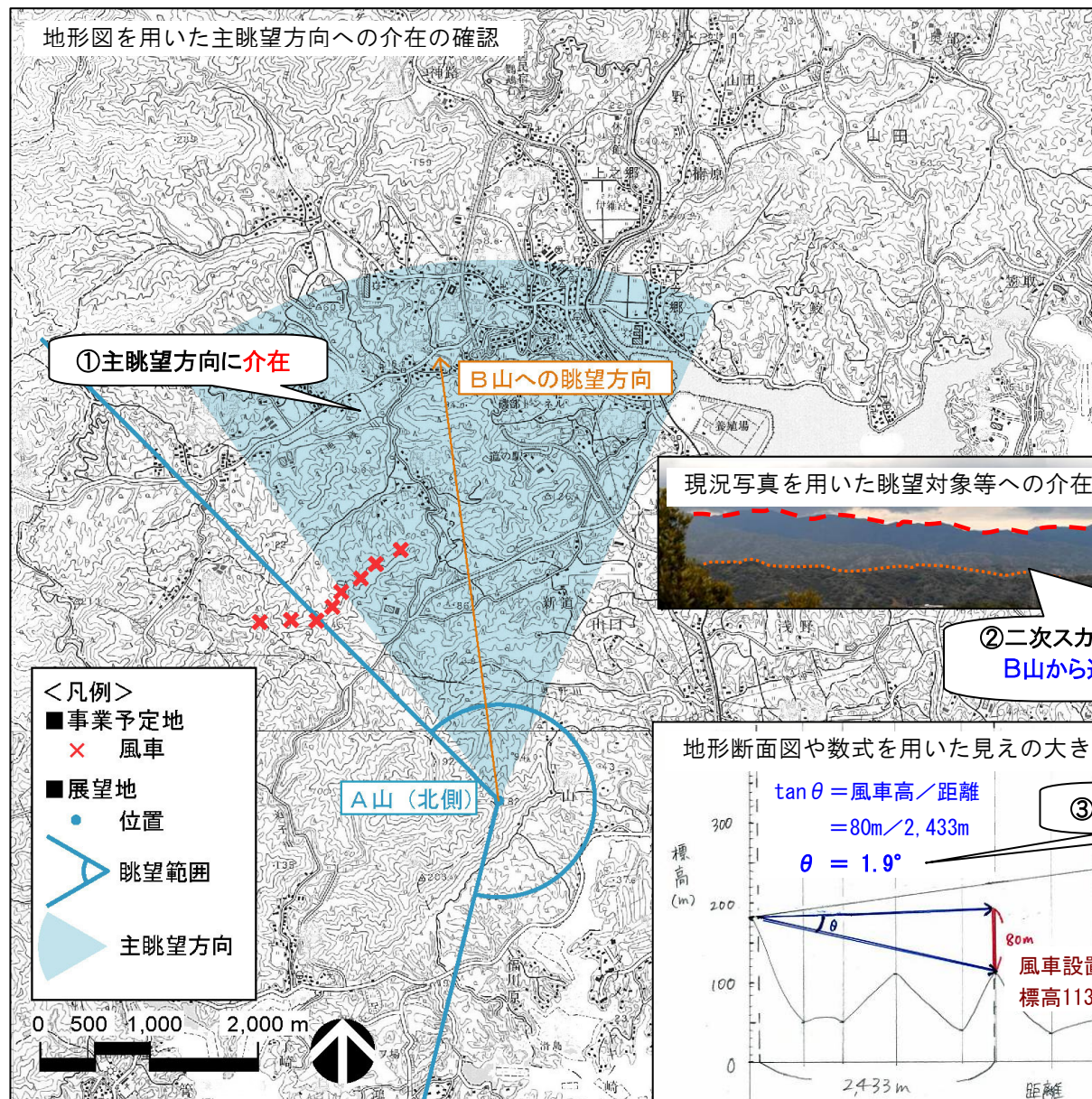
⇒「A山」を保全対象展望地とした上で、「第3段階：詳細事業計画の立案」へ進む。

作業結果

- ・「A山」における眺望に対する支障程度の確認について、次のように取りまとめた。

《ケース②》 「A山」における眺望に対する支障程度の確認結果

地形図を用いた主眺望方向への介在の確認

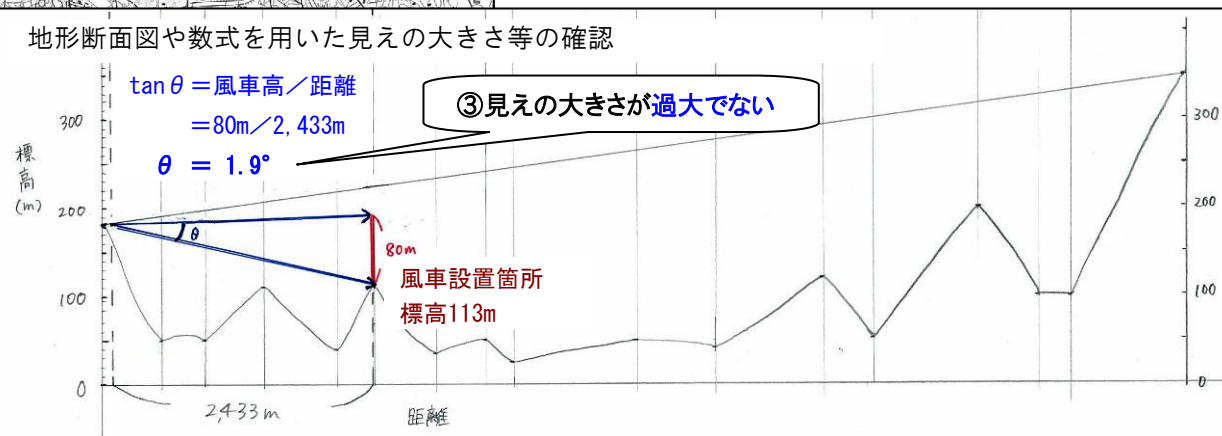


現況写真を用いた眺望対象等への介在の確認



②二次スカイライン上に出現し、
B山から連続するスカイラインへ介在しない

地形断面図や数式を用いた見えの大きさ等の確認



参 考

- ・参考として、ケース①及びケース②の条件で設置した場合のフォトモンタージュを以下に示す。

■ ケース①のフォトモンタージュ



■ ケース②のフォトモンタージュ



第3段階 詳細事業計画の立案

《ケース②》

解説

- ・「保全対象展望地」であるA山における眺望は、B山を中心とするスカイラインを主題とするパノラマ景観を特徴としていることから、次のような眺望保全のための措置を設定し、事業計画を立案した。

■眺望保全措置

★B山から連続するスカイラインを切断しないこと

■事業計画

発電出力	800kw	ハブ高	50m	ロータ径	60m	ロータ天端高	80m	基数	8基
------	-------	-----	-----	------	-----	--------	-----	----	----

